

公布された規則のあらまし

佐賀県個人情報保護条例施行規則（規則第 31 号）

- 1 佐賀県個人情報保護条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 DNA を構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したもの、旅券の番号等を個人識別符号に位置付けることとした。（第 2 条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、失業者の退職手当の支給期間を延長することができる者として、激甚災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者等を定めることとした。（第 17 条の 2 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 33 号）

- 1 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（様式第 1 号関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。